

食品衛生器だより

2021/8/30発行 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

ふぐ処理を行う営業者の皆さまへ 人ふぐ処理とふぐ処理者の認定について

平成30年6月の食品衛生法改正により、ふぐ処理に関する制度が一部変わりました。 現在、ふぐ処理を行っている営業者の方、これからふぐ処理を伴う営業を検討されている方は、 ①ふぐの処理を行う営業に必要な事項、②ふぐ処理者の認定等に必要な事項等について、 それぞれ定められているため、ご注意ください。

ふぐ処理者の要件

- ①道又は他の自治体が実施する 「ふぐ処理者認定試験」に合格した方
- ②これまで道内で開催された 「ふぐ処理責任者講習会」を修了した方

ふぐを処理する施設等の届出

新たにふぐを処理する営業を行う場合は、 ふぐ処理者の氏名及びその認定番号等の届出が 必要なので、最寄りの保健所にご相談ください。

- 〇ふぐを処理する営業に、未処理ふぐの販売、または、 身欠きなど処理済みのふぐの取扱いは含みません。
- ○すでに届出済みの施設であって、 今後もふぐ処理を行う場合、 改めて届出を行う必要はありません。



ふぐ処理施設の施設其進

通常の施設基準の他、次の基準を満たすこと が必要です。

- ①除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位を保管 するため、施錠ができる容器等を備えること
- ②ふぐを処理するための専用の器具を備えること
- ③ふぐを凍結する場合には、-18℃以下で 急速に凍結できる機能を有する冷凍の設備を 有すること

えど処理施設である旨の場示

ふぐ処理施設には、保健所から ステッカーを配布します。

消費者が安心して利用できるよう、 ステッカーは**営業施設の見やすい場所** に貼ってください。

セミナー開催のご案内 衛生管理セミナー in 函館

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター主催のセミナーについてお知らせです。

●日時:令和3年10月6日(水)14時~16時15分(13時30分開場)

●場所:ホテル函館ロイヤル2階「エメラルドホール」

(函館市大森町16番9号)

●定員:35名

※先着順のため、定員になり次第、締め切らせていただきます。

第1部:HACCPによる衛生管理と食中毒対策について

第2部: 自社の魅力が伝わる発信とは?あなたの商品・サービスが売れる理由

●お問い合わせ・お申込み先

〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階 公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター

(電話:011-615-2112)

セミナーに関する 詳細はこちらから





食品衛生課もご覧ください!

心いいね!

食品衛生課では<u>フェイスブック</u>で 様々な情報を発信しています!